

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 1 月 22 日
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 高 松 勝

次のとおり、参加意思確認書の提出を募集します。

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が令和 8 年度に発行を予定している政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)の発行にあたり、債券の募集業務を行うものである。

当機構は、令和 8 年度において総額 3,350 億円の発行を予定している政府保証債(10 年債)を安定期かつ確実に発行するため、3 の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

公募の結果、3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している株式会社みずほ銀行との契約手続に移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、株式会社みずほ銀行と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2 業務概要

(1) 件名

令和 8 年度政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)募集委託業務

(2) 業務内容

- ①政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)に関し、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の適用を受ける債券としての新規記録手続及び払込後から抹消までの手続について、当機構に代わり振替機関との間の手続を行うこと。
- ②政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10 年債)の払込期日に、その払込金の総額から所定の手数料を控除した金額を当機構に交付すること。
- ③元利金の支払期日において、振替機関からの請求に基づき、振替機関から口座の開設を受けた者に対し元利金を支払うこと。
- ④その他「募集委託契約証書」に記載されている業務

(3) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から、募集委託を受けた債券が償還されるまで

3 応募要件

(1) 業務実績に関する要件

これまでに、政府保証債、地方債、財投機関債又は社債で一般債振替制度の対象債券に係る受託業務を行った経験があること。

(2) 業務執行体制に関する要件

一般債振替制度の下で、各引受団メンバーとの調整を行い、政府保証債(10年債)の新規記録申請及び新規記録申請情報の確認、承認並びに払込金の受領に関する業務を円滑に行える体制を持っていること、又は体制を整えられること。

4 手続等

(1) 担当部局

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島 1-1-2(横浜三井ビルディング)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 経理部資金課 橋本・松本

電話 045-228-5966(直) FAX 045-228-5972

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年1月22日から令和8年2月16日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで

電子メールによるので、事前に(1)に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出方法

原則郵送(一般書留、簡易書留又はレターパックに限る。)とすること。

やむを得ず持参する場合は、事前にメールにて連絡すること。

(4) 参加意思確認書の提出期限及び場所

令和8年2月17日(火)必着

※(持参の場合)

令和8年2月17日(火)16時00分まで

場所は(1)に同じ。

(5) 審査結果の通知

①応募要件を満たす者については、その旨を記載した「審査結果通知書」を送付する。

②応募要件を満たさない者に対しては、提案書の提出を要請しないこと及びその理由を記載した「審査結果通知書」を送付する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4の(1)に同じ。

(3) 企画競争を行う場合の期限は、別途通知する。

(4) 当機構においては、本件公募と同様に令和8年度政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券(ソーシャルボンド)(10年債)の発行に係る引受並びに募集の取扱業務について、実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を行っている(令和8年

1月22日付けで公示)。当該手続きの結果によっては、本業務内容を一部変更する場合や、本手続をとりやめる場合があることを、あらかじめ了承すること。

以上